

令和7・8年度

建設工事の入札参加資格審査 追加申請の手引き (電子申請用)

広島県庄原市

1. 電子申請の概要

令和7・8年度の建設工事の入札参加資格の申請においては、書面による申請の他に、広島県及び県内市・町が運用する「電子入札等システム」を利用し、インターネットを経由した申請（**電子申請**）を行うことができます。原則としてこの電子申請を行うものとし、やむを得ない場合に限り窓口申請を行ってください。ただし、窓口申請を行えるのは、主たる営業所を県内に有する者に限ります。

なお、システムに添付するもののほか、所定の期日までに必要な書類を別途提出する必要があります。

2. 申請の期間、提出先等

(1) 申請期間

	申請期間	添付書類の到達期限
追加第1回	令和7年4月1日（火）から 令和7年5月30日（金）まで	令和7年6月6日（金）
追加第2回	令和7年6月2日（月）から 令和7年9月12日（金）まで	令和7年9月19日（金）
追加第3回	令和7年9月16日（火）から 令和7年12月12日（金）まで	令和7年12月19日（金）
追加第4回	令和7年12月15日（月）から 令和8年3月13日（金）まで	令和8年3月23日（月）
追加第5回	令和8年3月16日（月）から 令和8年6月12日（金）まで	令和8年6月19日（金）
追加第6回	令和8年6月15日（月）から 令和8年9月15日（火）まで	令和8年9月24日（木）

※この追加申請においては、令和6年11月の当初申請時に実施した「電子申請における一括審査」は行いません。電子申請をする場合は、各自治体が指定する紙書類を必要に応じて各自治体へ送付する必要がありますので注意してください。（広島県で書類を一括に受け付けることはありません。）

※この期間内に申請に必要な情報を入力し、「送信完了」までの処理を行う必要があります。

※申請期限を過ぎると受け付けることはできませんので、期間内に必ず申請してください。

○電子入札等システム入口：<http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/index.html>

○広島県の入札参加資格審査申請手続きのホームページアドレス：

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

(上記サイトに掲載されている手引き、注意事項等を必ずご確認ください。)

(2) 添付書類の提出先および提出方法

ア 提出先 庄原市総務部管財課

イ 提出部数 1部

ウ 提出方法 持参または郵送

※添付書類の詳細については、別紙 **提出書類一覧表**をご確認ください。

3. 電子入札等システム利用上の注意点

電子申請を行うためには、電子入札と同じ電子入札コアシステムに対応したICカードを利用し、いただく必要があるほか、ICカードがなくとも、商号又は名称と利用者登録番号により利用することができます。利用者規約等をよく確認していただくとともに、利用者登録番号を持っていない場合は、事前準備(利用者登録等)を行う必要があります。

詳細については広島県市町村電子自治体推進協議会の電子入札運営部会のホームページ(上記2

(1)「電子入札等システム入口」)をご確認ください。

4. 申請資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 申請しようとする工事業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (3) 申請しようとする工事業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査を受けていない者
- (4) (3)で定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- (5) 資格審査を申請するときに、消費税、地方消費税ならびに法人住民税の滞納がある者
- (6) 経営事項審査の申請または入札参加資格の審査に係る申請において虚偽の申告をし、または重要な事実について申告を行わなかった者
- (7) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事または鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事または鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者(届出の義務がない者を除く。)
 - ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

5. 必要な経営事項審査の総合評価値通知書

今回の電子申請で利用できる経営事項審査（以下「経審」とする。）総合評価値通知書は、次の条件を満たす必要があります。

	必要な経営事項審査の総合評価値通知書
追加第1回	令和5年9月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの
追加第2回	令和5年11月2日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの
追加第3回	令和6年2月16日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの
追加第4回	令和6年5月15日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの
追加第5回	令和6年8月16日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの
追加第6回	令和6年11月15日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの

※「審査基準日」とは次のとおりです。

- ・経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- ・合併時、譲渡時、分割時（「合併時等」という）経審など特殊経審の場合は合併時等

※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」および「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

「保険への加入が確認できる書類」とは次のとおりです。

（1）雇用保険

概算保険料または確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

（2）健康保険および厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認または標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

6. 資格の通知等

（1）申請書類の受付

申請書類の受付については下記2つの方法で対応します。

ア 返信用封筒やはがきによる受付

申請様式に受付表（様式第5号）を用意していますので、申請書類に返信用封筒やはがきを同封いただきましたら、受け付けた旨を返信します。（当市では返信用封筒やはがきを用意しません。）

イ 電子メールによる受付

この受付方法を希望される場合は、申請書類を当市に送付されるタイミングに合わせ、下記の要領にて庄原市総務部管財課へ電子メールをお送りください。申請書類を受け付けましたら、返信メールにて書類を受け付けた旨を返信します。

この場合、当市の受付印を押印した書類（受付印を押印した書類をPDFファイル化して返信メールに添付する等）はお返ししません。

○送付先アドレス：keiyaku@city.shobara.lg.jp

○電子メールのタイトル：

「令和7・8年度 入札参加資格申請（追加申請）について（庄原市宛）」

○電子メールの文書内容：会社名と申請書類の送付日を簡単に記してください。

（2）入札参加資格の通知

入札参加資格を認定した者については、資格を認定した後にすみやかに庄原市ホームページ「入札・契約のページ」に掲載し、通知に代えます。

（3）入札参加資格の取消し

入札参加資格を認定後、経営事項審査の申請または入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、または重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

6. 入札参加資格の有効期間

資格の有効期間は、いずれの追加回の場合においても、資格が認定された日から令和9年3月31日まで有効です。ただし、この資格は、令和9年度においても、その年度における資格が認定される日まででは有効とします。

なお資格があると認めた者について、資格の認定は、申請期間終了後一ヶ月を目処に行います。

お問い合わせ及び庄原市への審査書類提出先

庄原市総務部管財課契約係

電話 0824-73-1203 FAX 0824-72-3322

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

E-mail: keiyaku@city.shobara.lg.jp

電子入札等システム等のお問い合わせ先

広島県電子入札等システム・ヘルプデスク

電話 0570-550215

別紙 提出書類一覧表（令和 7・8 年度 入札参加資格審査申請（建設工事））

- ・提出書類については、資格審査の申請日を基準日として作成してください。
- ・書類は、下表の順番どおりに該当するものを提出ください。その際、写しによるものは両面印刷でも構いません。
- ・申請書類の様式は、国土交通省統一様式に準じたものであれば、独自の様式を使用されても構いません。

	提出書類	市内業者 (※)	市外業者
1	送信完了兼受付表 ・電子申請の最後の送信完了画面において印刷してください。	○	○
2	直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第 1 号及び別表）の写し ・更新手続中の場合にのみ提出。	○	○
3	庄原市の法人市民税について滞納がないことを証した書面（原本） ・申請日の 3 ヶ月前の日以降に発行されたもの。 ・庄原市内に営業所がない等、納税の義務がない場合は不要	○	○
4	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） ・申請日の 3 ヶ月前の日以降に発行されたもの。 ・国税通則法施行規則(昭和 37 年大蔵省令第 28 号)別紙第 9 号その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 による納税証明書	○	○
5	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し ・申請日の 3 ヶ月前の日以降に発行されたもの。 ・加入している者のみ提出してください。	○	○
6	市税等納税調査承諾書（※） ・庄原市ホームページ「入札・契約のページ」の、「入札参加資格申請のページ」に掲載している様式を使用してください。	○	
7	工事経歴書（経営事項審査申請書の添付書類としたものの写し）（※） ・過去 2 年間程度の経歴を記載してください。	○	
8	技術者名簿（申請時点で最新のもの）（※） ・申請日時点において、「健康保険被保険者証」の写しまたは「市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書」（申請者が事業所に 4 人以下の従業員を使用する個人事業者の場合で、健康保険被保険者証を発行していない場合に限る。）の写しによって所属建設業者が確認できる技術者のみ記入してください。 ・様式は定めませんので、独自の様式にて作成してください。	○	

※ 市内業者…主たる営業所を庄原市内に有する者

市外業者…主たる営業所を庄原市外に有する者

(ただし、委任先の営業所を庄原市内に有する者は6～8の書類を庄原市へ提出してください。)